

---

**議題** 基準諮問会議からの報告**項目** 議事要旨（企業会計基準委員会の活動状況に関する意見）

---

**（議事要旨）企業会計基準委員会の最近の活動状況について**

企業会計基準委員会（ASBJ）の小賀坂委員長より、企業会計基準委員会の最近の活動状況についての報告が行われた。

これに対し、基準諮問会議委員より、以下の意見が聞かれた。

**日本基準の開発****（リース）**

- 包括的な会計基準のなかった収益認識会計基準と異なり、現行のリース会計基準は実務に定着し、比較的問題なく適用されており、現行のリース会計基準を改正しつつ、IFRS 第 16 号と整合性を図る現状の方針について賛成する。
- リース会計基準については、IFRS と米国会計基準とで取扱いが異なる点もあり、我が国固有の事情を勘案することについて賛成する。
- 国際的な比較可能性の観点からは、用語の定義等の基本的な点において IFRS 第 16 号と統一することは妥当と考える。なお、現行のリース会計基準では、重要性の定めが実務でうまく機能しており、企業がそれぞれの重要性に基づいて会計基準を適用できるように配慮してほしい。
- IFRS を任意適用している企業が増加している中で、単体においても IFRS 第 16 号と同様の会計基準を用いたいというニーズが高まることが考えられ、制度面での工夫ができないか。
- ファイナンス・リースがオンバランスされることは理解できるが、実質的に売買取引と考えられるもの以外の取引をオンバランスされることには違和感がある。例えばオーナーからその所有物件を短期の契約を更新する形で一棟借りし、オーナーに代わって入居者を探すというサービスを行うことがあるが、借手のファイナンス・リースの会計処理を適用し、対象物件をオンバランスすることについては違和感がある。
- 公開草案を公表する際には、IFRS 第 16 号との違いを明らかにするとともに、現行のリース会計基準からの変更点についても明らかにしてほしい。
- IFRS を任意適用する企業においても、グループ会社の個別財務諸表における適用の準備に相当な時間がかかるものと考えられる。また、日本基準を適用する企業においても改正リース会計基準を理解し適用するのに時間を要することが考えられることから、十分な準備期間を確保できるように配慮してほしい。
- 公開草案の公表までのタイムラインやマイルストーンについて分かる範囲で教えてほしい。

- 分析のみ行い、事務局からの提案を行っていない項目について、提案を行っていない理由を教えてください。

### (金融商品 (減損))

- リーマンショック時には、それを契機に IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を見直した経緯があったと思うが、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発を行う場合、そのようなトリガーはあるか。
- 会計基準を開発する際は、以下を配慮いただきたい。
  - IFRS との整合性を図りつつも、IFRS と米国会計基準とで取扱いが異なる場合には、どちらが我が国における実態をより適切に表すかという観点での検討が必要と考えている。
  - 現行の金融機関の実務においては、IFRS における債権単位の貸倒引当金の算定アプローチとは異なり、債務者単位の貸倒引当金の算定方法が定着している。金融機関の与信管理行動にも影響を与えるため、配慮いただきたい。特に影響を受けると考えられる中小の金融機関の実務にも配慮いただきたい。
  - 十分な移行期間の確保についても考慮していただきたい。

### (その他の日本基準の開発)

#### グループ通算制度に関する実務対応報告

- 税法の観点からは効果が同じであり、基本的に、連結納税制度における取扱いを踏襲することで問題ないものとする。また、修正が行われた場合の遮断措置についても審議を深めていただきたい。

#### 金利指標改革に起因する会計上の問題

- ドル LIBOR の廃止の延期に伴って、ヘッジ会計継続の適用期限について考慮する必要はないか。
- トータル・レート・オブ・リターン・スワップなど、最近議論になっている金融商品について、対応を考えられているか確認したい。

#### 単体財務諸表における開示

- 単体財務諸表の開示について、過大になっている印象があり、作成者の立場として財務以外の開示も増えている中で重荷になっている。タイムラインを決めた上で、会社法の観点や利用者の見解も踏まえ、取組みを進めていただきたい。

### 国際対応

#### (IASB 第 3 次アジェンダ・コンサルテーション)

- サステナビリティ基準の開発に係る動きがある中で、IASB と ISSB の境界線をどのように引いていくかについて、議論が必要であるとする。

## 審議事項(1) 参考資料

- 潜在的なプロジェクトとして気候関連リスクが挙げられており、この点についてはコメント・レターの中で取り扱う予定はあるか。
- IAS 第 38 号「無形資産」を包括的に見直すリサーチ・プロジェクトについて、財務諸表に表れない資産について、どのように考えるべきかといった根本の議論が必要と考える。
- サステナビリティ報告については日本にとっても重要であり、特に欧州で決められたことが日本にそのまま輸入され、実態にあっていない開示を求められるのではないかと懸念をもっている。この分野についての日本側での体制がどのようになっているか確認したい。
- IASB の今後の作業計画について、特に「のれん及び減損」や「その他の包括利益（リサイクリング）」は重要な論点であり、コメントとして取り挙げることに支持する。また、IASB の活動の戦略的方向性及びバランスについて、中長期的な観点からリサーチを行うことが重要である点についてコメントすることについても支持するが、一方でサステナビリティ報告についてはグローバルでの喫緊の課題であり、IFRS 財団がトータルでリソースを拡充していくことが良いのではないかと考える。
- サステナビリティ基準については、オールジャパンでの対応ということではあるが、ASBJ にも積極的に意見発信していただきたい。

### （のれんの償却に関する国際的な議論）

- のれんの償却を再導入すべきかどうか、回答者の意見が割れているとあるが、コメント・レターの数では、償却を支持する意見のほうが多かったのではないかと。IASB のまとめ方は数量的な分析に基づいているか。

### （基本財務諸表プロジェクトに関する IASB の再審議の状況）

- 我が国の意見が取り入れられておらず、厳しい状況と理解する。改めてできることを考えてほしい。

以 上

## 別紙：リースに関する会計基準の開発に関する検討状況（当日資料 の抜粋）

### ご意見をお伺いしたい事項

1. 現在、以下に記載しているとおおり、IFRS 第 16 号の単一モデルに整合性を図る方向で、具体的な定めについて審議を行っている。本日は、IFRS 第 16 号と整合性を図る程度に関する審議の状況について、ご意見をお伺いしたい。
2. 2012 年頃までに行ってきたいわゆるコンバージェンスにおいては、国際的に整合性を図るうえで、文言レベルまで整合性を図ることはせず、投資家から見て誤解を生じさせない程度に整合性を図ることを基本としてきた。

一方、最近開発した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定基準」という。）では、より国際的な比較可能性を図る観点で、文言レベルで IFRS 第 15 号及び IFRS 第 13 号と整合性を図った上で、企業の適用上の困難さを緩和することを意図して、日本基準に基づく財務諸表と IFRS 基準に基づく財務諸表の比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを設けている。
3. これに対して現在検討を行っているリース会計基準については、第 11 項に記載のとおり、借手について、文言レベルで IFRS 第 16 号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指して、公開草案の公表に向けて審議を進めている。
4. また、貸手については、収益認識会計基準との関係やリースの定義及びリース期間以外は、基本的に改正を行わないこととしているため、これらの点についてのみ現行のリース会計基準を改正する方向で検討を進めている。
5. 前項までに記載した開発の方法によると、これまでのリース会計基準の適用（他の制度における利用も含む。）との継続性が図れるメリットがある一方、文言レベルで整合性を図った収益認識会計基準及び時価算定基準に比べると、整合性の程度は高くないこととなる。
6. 第 10 項に記載したとおおり、2020 年 3 月により、IFRS 第 16 号と整合性を図る程度に関連して、「検討のためのイメージ」をお示しして審議を行っている。
7. 上記に記載した、検討の進め方についてご意見をお伺いしたい。

（以下 省略）

## 審議事項(1) 參考資料

以 上